

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解するとともに、常に身体的拘束の最小化に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

## 2. 基本方針

### 1) 身体的拘束の原則禁止

患者の身体的拘束は、原則禁止であるが患者本人、または他の患者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合（一時的に発生する突発事態）のみの適応とする。

### 2) やむを得ない場合の要件

身体的拘束の適応時は、緊急やむを得ない場合「切迫性」「非代替性」「一時的」の3つの要件を満たしていること。

①「切迫性」とは、患者本人又は他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと。

③「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 3) 身体的拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす。

(1) 整形外科疾患の治療であるシーネ固定等

(2) 手術・検査・治療などの際に常にスタッフが観察している場合の一時的な四肢及び体幹の固定は、安全に手術や治療・検査を行なう為の「固定」であり行動制限に当たらない為に「身体的拘束」としない。

### 4) 鎮静を目的とした薬剤使用について

薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しないが、検査や処置等、薬剤による鎮静をおこなう場合は鎮静薬の必要性と効果を評価し、患者・家族等に説明し同意を得て使用する。

## 3. 身体的拘束最小化のための体制

当院の身体的拘束等の最小化のために身体的拘束最小化委員会を設置する。

### 1) 委員会の構成員

委員長：代表医師（委員会の責任者及び諸課題の総括責任）

構成員：看護部門：看護師長1名 各病棟代表各1名 医療安全管理者 看護部長 副看護部長

薬剤部門：1名

リハビリ部門：1名

事務部門：1名

### 2) 委員会の役割・検討項目

(1) 身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し

(2) 身体的拘束等の実施状況についての検討・確認

(3) 身体的拘束等の代替案、拘束解除に向けての検討

(4) 入院患者に係る職員を対象として教育、研修会の企画・実施

(5) 記録及び周知

#### 4. 身体的拘束最小化のための職員研修

- 1) 入院患者に係る職員を対象として身体的拘束等に関する教育研修を定期開催する
- 2) 研修にあたっては実施日・実施場所・方法・内容等を記載した記録を作成する

#### 5. 身体的拘束等を行わずにケアを行うために

- 1) 身体的拘束等を誘発する原因の特定と除去、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題がある事も少なくない。そのためその人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。
- 2) 5 つの基本的ケアの徹底  
基本的なケア（起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する）を十分に行い、生活のリズムを整える。
  - ① 1日の様子を把握し、日中覚醒して過ごせるように援助する。
  - ② カレンダーや時計を設置し日時が分かり安心できる環境づくりを行う。
  - ③ 食事、排泄、睡眠に関する生活環境や価値観を取り入れたケアを行う。
  - ④ 他患者と楽しく交流できる機会づくりを行う。
  - ⑤ 大切にされている、安心できると思ってもらえるようなコミュニケーションを心掛ける。
- 3) よりよいケアの実現を目標とする身体的拘束等廃止を実現していく取り組みは、院内におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。「身体的拘束等廃止」を最終ゴールとせず、身体的拘束等を廃止していく過程で提起されたさまざまな課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいくことが期待される。

#### 6. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

- 1) 緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件の確認  
「切迫性」「非代替性」「一時性」3つの要件を全て満たしている事が必要である。
- 2) 緊急やむを得ない場合に該当するか検討を必要とされる患者の状態・背景を多職種間で協議し医師が指示し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書」に沿って身体的拘束等の必要性・方法・身体的拘束等による不利益等を患者・家族等へ説明し同意書を得る。
- 3) 緊急に身体拘束等の必要性が生じた場合は、電話にて説明し承諾を得る。
- 4) 緊急やむを得ず身体的拘束を開始した後は「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを、常に観察、再検討し3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除する。

#### 7. 本指針の閲覧

本指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、入院患者、家族、地域住民が閲覧できるようにホームページへ掲載する。

令和7年4月1日